

オケージョナル・ペーパー No.121

甲斐国現在人別調における調査過程

2021年10月

法政大学

日本統計研究所

オケージョナル・ペーパー No.121

甲斐国現在人別調における調査過程

2021年10月

法政大学

日本統計研究所

甲斐国現在人別調における調査過程

森 博美*

まえがき

太政官調査局統計掛は明治 12(1879)年 12 月 31 日現在で甲斐国(現在の山梨県)を対象地域として「甲斐国現在人別調」(以下、甲斐国調査と略称)を実施した。岡松徑は甲斐国調査を回顧した中で、杉亨二のわが国統計史における業績として、「就中甲斐國現在人別調は先生(杉引用者)が近世統計論の異同を翫味し新式の方法と本邦固有の慣習とを折衷し且つ自己の創見を加へられたるので日本統計史の綱鑑となつて後世に垂るゝもの」[岡松 1909a 219 頁]としている。ここで「新式の方法」とは家別表という調査個票の調査への使用を指す。また、鮫島龍行は統計作成のための情報(統計原情報)の収集形態に注目し、この調査で家別表が使用された点について、「この調査の方法は表式調査とは無縁のものであって、近代的な調査票形式による政府公式の最初の統計調査」[相原・鮫島 41 頁]であったとの歴史的評価を与えている。さらに、藪内武司もまた、戸口調査が「静態・動態概念が混在したまま不明瞭に実施された」のに対して甲斐国調査が「人員所静ノ調」として実施された点を「数段の進歩」であったとともに、この調査での家別表の使用に関しても、それが「調査票形式の世帯票を意味するものであり、「調査票」を運用して調査過程を実践するという、まさに第一義統計の形態に則った最初の直接統計調査法として注目される。このことは、明治 5 年の「戸口調査」、あるいは当時の官庁統計一般に採用されていた「表式」調査と比較するとき、画期的な飛躍をみる」[藪内 205 頁]として家別表という個票に基づく甲斐国調査をその後開始される国勢調査の先駆けとしてわが国統計調査史上の意義を高く評価している。

国勢調査に関しては、1970 年代以降の調査実施環境の悪化や情報技術の進展の中で、それまでの調査員による実査方式に加え、郵送調査やウェブ調査が併用されるようになるなど調査過程には部分的変容も見られる。また、甲斐国調査での家別表に対して国勢調査では世帯票が使用されるなど、同じく個票調査とはいえ調査単位の構成の点でも両者は異なっている。しかし本稿で以下に論じることになるが、甲斐国調査の家別表の各列の記載内容と今日の国勢調査の調査票の各列のマーク事項は、いずれも情報形式という点では調査対象者ひとり一人の個体属性情報をその内容とした個体レコードの形になっている。このような統計作成に必要な情報の情報形式さらにはそのような情報を調査個票という媒体を通して獲得するという意味では、甲斐国調査における調査方法は今日の国勢調査においても基本的に維持されているといえるであろう。

『甲斐国現在人別調』[統計院]の「緒言」も言明しているように、「人員所静ノ調」として企画、実施された甲斐国調査は、その目的とする静態人口の把握を「現在人別調」として行うことを目的としたものである。ここで甲斐国調査の実施機関である調査局政表掛が甲斐国調査を単なる人別調ではなく「現在」人別調としたことには、調査の実施権限をめぐる部局間の特異な事情がその背景に

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

はある。なぜなら、当時、太政官戸籍局は「一般戸籍ノ法」を根拠に戸籍業務の一環として本籍人口という形で人口の把握も行っており、調査局政表係にはこのような本籍人口との差別化を図ることで明治政府に調査実施の許可を得る必要があったからである⁽¹⁾。

ところで、甲斐国調査において家別表は、実際には統計原情報の収集にどのように使用されたのであろうか。それは、戸籍の整備を目的に明治5年に実施された戸口調査ともその後実施されることになる国勢調査におけるそれとも異なるものであった。甲斐国調査を巡ってはすでに多くの論考があるが、甲斐国調査の調査過程を体系的に論じたものはない。そこで本稿では、調査関係者の回顧談などを中心に今日遺されている断片的な資料を手掛かりに、甲斐国調査における調査過程を明らかにしてみたい。

1. 調査個票としての家別表と収集情報

(1) 甲斐国調査の家別表

甲斐国調査を所管した太政官正院調査局政表掛では、統計作成に必要な情報を収集するための調査票として次のような家別表約 11 万枚を印刷し調査実施にあたって山梨県に送付している〔高橋 1911 38 頁〕。

⁽¹⁾ 甲斐国調査が現在人口の側面を強調した人別調となった点について高橋二郎は、「杉課長も亦年々戸籍局の調査に據り料理表章する戸口の本籍のみにて現在人口の知れざると其調査の男女族籍等に止まりて國民の状態を審かにするに足らざるを慨し何とか之を改良せんと苦心すれども戸籍調査の權能該局に在れば栓方なく述懐の中に年月を送りしが戸籍を離れ現在人口を主として獨り人口に限らず之に伴ふ状態を調ぶるに於ては差支なかるべしとの事にて十一年の秋より其調査規則を議定し執行の議を提出」〔高橋 1911 36-37 頁〕したと記している。このことは、戸籍局の所掌業務である本籍による調査とは異なる形での人口概念の導入が甲斐国調査の実現要件となっていたことを示している。

甲斐調査の家別表

												姓名	住家	甲斐國
												家主及 家族		
												男		郡
												女		
												身上の 有様		村
												年齢	明治十二年	別冊の心得書を見合せ篤と取調方を 了解したる上にて此表に書入るべし
												生國	月	
												宗旨		
												職業		
												啞聾盲	日	

家別表には統計作成のための情報として用いる統計項目だけでなく調査漏れや重複把握等を排除し把握の精度を担保するための記載項目も設けられている。また、家別表からはそれに明示的に記された事項だけでなく調査過程で人別調人に追加的に記載を求めている事項もある。

(2)家別表の明示的記載項目

家別表には、調査全体に共通した記載項目、地域に共通した記載項目、住家を単位として記載すべき事項、それに個人を調査単位とする属性項目という四種類の記載欄が設けられている。

これらのうちまず調査全体に共通した記載項目として設けられているのが「調査年月日」で、その欄には甲斐国調査の調査時点である明治12年12月31日が記載される。

次に地域に共通した記載項目となっているのが「住家の所在地」で、当該住家の所在地としての郡及び町村名の記載が求められている。ここでの記載情報は地域(郡)別集計という結果表章を行う上で不可欠な情報であるだけでなく、山梨県内での寄留人に関して郡内、郡間で家別表を照合することで把握漏れや重複把握の排除にも用いられる情報となっている。

また、住家単位での記載項目となっているのが「住家」欄であり、そこには持家・借家、持地・借地といった所有形態を記載することとなっている。

一方、個人単位での記載項目としては、「姓名」、「家主及家族」、「男」、「女」、「身上ノ有様」、「年齢」、「生國」、「宗旨」、「職業」、「啞聾盲」の記載欄が設けられている。このうち「姓名」は他の諸項目とはその性格を異にしている。すなわち「家主及家族」以降の各項目はいずれも集計の対象となる個人の属性に関する統計項目となっている。これに対して「姓名」は、その記載情報が集計目的で使用される統計項目ではなく個人の識別情報を与えるものに他ならない。それは、寄留人について、名寄せによって重複把握ないし把握漏れを排除し調査の把握把握精度向上に寄与しうる補助情報という性格を持つ。

(3)「人別調人心得并家別表書込雛形」による収集情報

甲斐国調査では調査の実施に先立って調査手引きとして「人別調人心得并家別表書込雛形」が作成された。家別表には記入の際の留意事項として、「別冊の心得書を見合せ篤と取調方を了解したる上にて此表に書入るべし」と記されている。ここでの「別冊の心得書」とは「人別調人心得并家別表書込雛形」中の「人別調人心得」の部分にあたるものである。

そこには家別表の作成要領として上記の諸項目に関する詳細な記載方法の解説だけでなくそれらの事項と関連した追加的な記載項目などが記されている。太政大臣三條實美から山梨県令藤村紫朗への二つの発令を受けて杉は属官世良太一を伴い 12 年 4 月に同県へと赴き同県令への協力要請を行うとともに、県内 9 郡の郡長並びに郡書記等に対して「現在人別取調の條目を開示し、毎條逐一説明」することで戸籍簿や寄留簿からの書き出しによる家別表の記載記載方法等に関する事前説明の機会をもっている〔自叙伝 85 頁〕。その後明治 12 年 11 月頃から政表課に対して郡書記からいくつか記載方法を巡っての照会が寄せられ、杉らはそれらの照会事項に対する調査実施者側での検討結果を「山梨縣人別調疑解」⁽²⁾という形で県側に伝えている〔岡松 1909b 367 頁〕。

以下に「人別調人心得」と「山梨縣人別調疑解」さらには「人別調人心得」に添付されている「書込雛形」を参照しつつ、上記(2)の諸事項についての具体的な記載方法さらには記載事項以外にどのような追加的な情報が家別表によって収集されているかを見ておくことにする。

(i) 住家所在地欄

家別表の書込雛形ではその右欄外に「甲斐國何郡何村」と例記されており、住家の所在地の記載を求めている。住所の記載内容自体は集計項目ではないが、それは調査対象である住家所在地の郡・町村による識別情報であり、郡別集計や甲府の特掲のための地域情報として用いられる。

⁽²⁾ 質疑応答の記録は後年調査関係者の一人鈴木敬治によって「山梨縣人別調疑解」(『統計学雑誌』第 393 号)として公刊されている。

町村情報はまた個体識別情報である「姓名」とともに甲斐国内での寄留人の把握情報の正確な把握のための補助情報としても用いられる。

(ii) 住家欄

「人別調人心得」によれば、甲斐国調査は敷地と上屋について「持地持家」、「借地持家」、「借地借家」という三つのカテゴリーを設けてそれを区別している。なお、寺社に居住する神官・僧尼については「何社(寺)住居」と記載するよう指示している。

さらに「人別調人心得」には、この他にも住家の記載方法への追加的指示も記されている。まず同居人等の記載に関しては、①店舗など別の建物に所帯を持ち居住する者の場合には単独の住家として扱うこと、②同居人の中で世帯を持つ者については「借地借家」として別途家別表に記載すること、③単身の同居人が居住する住家については「何某同居」と記載すること、④屋敷内で別居する隠居者等は「記載スルニ及ハス」として彼らを把握の対象から除外する、というのがそれである。なお、「人別調人心得」の補遺として用意された「人別調人心得附録」⁽³⁾は「隠居等」について、「本家屋舗内ニ別居」し「世間ニ関係セズ本家ノ賄ヲ受クル者」と定義しており、隠居者であっても「其地所ヲ所有シ又ハ自ラ職業ヲ為ス等ノ者」の場合には「一軒ト為シテ別表ニ書」くように指示されている〔総理府統計局 1976 170 頁〕。

戸籍局による人口とはあくまでも本籍人口を対象としたものであった。これに対して「現在」人別調として実施された甲斐国調査では、現在人口の一部を構成すると考えられる寄留人の把握も独特なものとなっている⁽⁴⁾。

甲斐国調査における人口概念について花房直三郎は、甲斐国調査による「總人員」について、「此の總人員は歐米の人口調査に於て現在人口 (Population de fait) と稱する者にあらず又現住人口 (Population de résidante) と稱する者にもあらず並に我各種の統計書に載す所の本籍人口にもあらず實に左の分子より構成せるものとす」〔花房 1907 144 頁〕として「住地に居る者」、「他國に居る者」、「行方知れざる者」、「他國より入寄留」の各人口を掲げている。また高橋二郎は、「當時戸籍局の人口調は本籍人口のみなるが、此度の調は寄留にても一家を為すものは皆其地に入るることとし、大旨現在人口と云ふこととせしは、新生面を開きたる所なれども、所帯を成さざる奉公人の類を本地へ入れたれば、歐洲の所謂事實人口にはあらず、結局、常住的家族人口と云うべきものなり」と述べるとともに、甲斐国調査でこのような人口概念が採用された点について、同調査が「本籍及寄留の戸籍帳を基礎」として実施されたことから止むを得ざることであったとしている

⁽³⁾ これを収録した『総理府統計局百年史資料集成』にはこの文書について、「和紙に墨書された手稿本である。綺麗に浄書されており、最終原稿と思はれるが、これが実際に印刷配布されたかどうかは不明である」〔総理府統計局 1976 170 頁〕との注記がある。

⁽⁴⁾ 「心得・雛形」は、甲斐国人並びに寄留人について、所帯による寄留か否かという点からその把握場所をそれぞれ次のように指示している。

把握の場所等	国内に本籍を有する者		他國に本籍を有する者		把握対象外
	居住地	本籍地	居住地	本籍地	
所帯による居住者	本籍地居住者		国内居住者(「入寄留」)		
	国内他地居住者				
		他國居住者(「出寄留」)			
非所帯による居住者		国内他地居住者			国内居住
		他國居住者			

〔高橋 1911 37-38 頁〕。甲斐国調査における寄留人の把握も含め、同調査における人口概念の特徴についてはすでに〔森 2020〕で論じた。そこで以下では住家欄への記載方法と関連させつつ家別表への記入に際して寄留人がどのように取り扱われているのかを見ておく。

「人別調人心得」は寄留人について、所帯単位での寄留か否かで区別して取り扱うように指示している。

「人別調人心得」は所帯を形成して甲斐国内に居住する寄留人について、その生国にかかわらず常住地において把握することとし、住家欄には住家敷地の所有状態を記載するものとしている。なお、寄留人が甲斐国内に本籍地を持つ場合、寄留人の重複把握を回避するために本籍地での戸籍簿からの家別表への書き出しは行わない。なお「人別調人心得」は、本籍を国内に維持した状態で甲斐国外において寄留人として居住する者について、家別表は本籍地で作成し住家欄に「何國へ出寄留」と記載するよう指示している。

これに対して所帯以外の形態で寄留する者について「人別調人心得」は、それを原則として本籍地で把握するものとし、「出先ニテハ取調フルニ及ハス」〔同 12 頁〕としている。ただし「出先ニテハ取調フルニ及ハス」とはしているものの、そのようなカテゴリーの寄留人を抱える住家の家別表における住家欄には「何某家支配、何某家預り」と記載することも求めている。このような所帯以外の形態での寄留人の取り扱いとの整合性を持たせるため「人別調人心得」は、甲斐国外から所帯以外の形態で居住する寄留人について「書出スニ及ハス」という整理となっている。なお、家主や世帯員の一部が出稼ぎ等により甲斐国以外に滞在している場合については、家別表に特に「出寄留」との記載は求めている。

(iii) 姓名欄

姓名それ自体は統計項目ではないが、住家内での個体識別によりその把握の正確さを期すための記載項目と考えられる⁵⁾。ここで甲斐国調査の姓名欄への記載に関して二点だけ付記しておく。

その1は、この姓名欄が家別表には明示されていない族籍の把握にも用いられていることである。甲斐国調査では実地調査に先立ち各郡役所において戸籍原簿から家別表に氏名、年齢、住家の事実とともに族籍についても転記が行われた〔岡松 1909c 404 頁〕。「人別調人心得」はその転記の際に戸籍簿を持つ族籍情報についても、「平何ノ誰」というように「姓名ノ肩ニ(華)(士)又ハ(平)ト書スヘシ」〔同 12 頁〕としてその記載を求めており「書込雛形」に具体的な記入例も示されている。住家に家主とは族籍を異にする者が居住するケースもありうる。「人別調人心得」はこのような場合も想定して「家族或は附籍人等ノ内家主ト身分違ノ者アラハ當人姓名ノ肩ニ別ニ其族名ヲ書シテ之ヲ分ツヘシ」〔同 13 頁〕としており、各自の姓名欄の肩に属籍を記載することを求めている。

ただ、このように甲斐国調査では姓名欄への記載に併せて族籍に関する情報の収集が行われたにもかかわらず、それは集計に活用されることはなかった。その理由について岡松はその回顧談の中で、「氏名と族稱とは調査の便宜までに採用したので結果の表章には掲げない」〔岡松 1910b

⁵⁾ 近代国勢調査の調査票が氏名記入欄を設けている理由について岡崎は、「近代国勢調査に於ては、必らず氏名を調査する事になってゐるが、これによって氏名そのものを問題にしようと言ふのではなくして、これは専ら調査人員の脱漏、誤謬の申告を防ぎ、更に申告書に記入せられたる調査事項につき疑問視すべき点の場合に、再審、再調査をなす便宜のために行はれるもの」〔岡崎 1935 145-146 頁〕としている。

323 頁]としている。これらのことから、族籍についても姓名とともに個体識別のための補助情報として把握の正確性の担保さらには寄留人についての事後的照合に使用されたものと考えられる。

さらに、「人別調人心得」には具体的に明記されていないが、家別表の姓名欄は服役者の特定にも使用されている。「山梨縣人別調疑解」は懲役・禁固該当者について、「懲役場囚獄及び懲治檻等に在る者は其姓名の肩に(懲)(囚)(檻)等の字を書して之を区別」[鈴木 1919]することでそれを把握するように指示している。

(iv) 家主及家族欄

「人別調人心得」は、戸主であると否とを問わず「一軒ノ主人」である者を家主としている。また、家主であると家族員とを問わず当該人が他家からの養子女である場合には当該欄の記入に「養」と付記し、戸籍に登録した妾については「妾」と記載することを求めている。

(v) 身上ノ有様欄

甲斐国調査の家別表の「身上ノ有様」欄の記載にあたって「人別調人心得」は、僧尼も含め配偶者の有無を、「未婚」、「夫」、「妻」、「夫死」、「妻死」、「離縁」によって区別している。また、妾という身上の状態に関するカテゴリーとしてはそれを「妻死夫」、「妻離夫」、「妾死夫」、「妾離夫」として区別している。さらに妻がいない場合の夫の妾との離死別は「妾離」、「妾死」、夫と離死別した妾については「夫離」、「夫死」として記載することを求めている。

(vi) 年齢欄

家別表の年齢欄には当該者の出生年月が記載される。その記載に必要な情報は戸籍簿がそれを有していることから年齢欄には戸籍簿からの転記によって記載される。なお「人別調人心得」は1歳以下の者の記載方法についても指示しており、1年以下の小児は「満何月」、1月未満の小児は「1月内」、また年齢不詳者については「知レス」とそれぞれ記載するものとしている。

(vii) 生国欄

「人別調人心得」は生国について、本地(本籍地)居住者、寄留人のいずれもその者の出生国を、また生国不詳の者については「知レス」と記入するよう指示している。

(viii) 職業欄

職業について「人別調人心得」はそれが「千種萬類ニ別レ其調甚タ紛ラハシク且事實ヲ誤リ易」い一方で「其整備ヲ求ムヘカラサル者」[同 15 頁]であるとして、(イ)職業全般、(ロ)業種別の記載内容に関して以下に見るような詳細な指示がされている。

(イ) 職業全般にわたる記載指示

職業全般にわたる記載指示は以下の4点からなる。

その1は、何らかの職業に従事する者に対して、男女とも「族籍ヲ論セス…其職業ヲ書き載スヘシ」[同 16 頁]としている点である。「人別調人心得」のこの箇所は、族籍と職種とを混在させていた戸口調査における「職名表」に疑問を呈した杉による明治6年の建議内容を受けたもので、そこには甲斐国調査の職業欄によって当時の甲斐国における産業分布の実態把握を行うとの彼の決意が反映されている。

さらに職業欄に関しては本職としての職業調査だけでなく自家消費用の作業、例えば「職業者ニ非ラストイヘトモ」「自宅ノ用ヲ足ス」程度の「縫針ヲ為シ機ヲ織」る者についてもその業名の肩に○を付記することでその把握を行うものとしている。

第 2 は、生業としての職業への従事度に関するものである。「人別調人心得」によれば、職業者（有業者）は「自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ル」か否かによって「一人前ノ働キアル者」と「一人前ニ足ラサル者」とに類別するものとしている。さらにその把握は職業別に行ない、「一人前ニ足ラサル者」の場合には職業欄にその業名を記した上でその肩に「足ラス」と付記することで稼得の程度も併せて把握するような指示となっている。

ただ、「一人前」と「足ラス」の区別については、稼得額だけでなく年齢の要素も考慮されている。すなわち、男女とも 15 歳以下の職業従事者については仮にその稼ぎが「一人前ニ足ラサル者」であっても「足ラス」と付記することなく職業名のみを記載するものとされている。これは甲斐国調査が、15 歳以下の児童労働も含め、当時甲斐国において生業として営まれていた事業への従業実態の把握を目指したものであり、「人別調人心得」もその「辨別スルハ容易ナラサル事」としながらも、「其調ヲ粗略ニ心得テ事實ヲ得サルヲアラハタニ其調ノ無用トナルノミナラス却テ誤リヲ傳フルノ害アリ」とその把握の意義を強調していることから読み取れる〔同 16－17 頁〕。

第 3 は、自らは就業してはいないものの所有によって当該事業に関係している者に職業上での格付けを与えるもので、「農作主」、「織元」、「醸造主」などがその例である。

そして第 4 は、寄留人の職業上の取り扱いに関するものである。上述したように、「人別調人心得」は寄留先において所帯を持たず居住する寄留人に関しては本籍地でその職業名を記載することとしているが、その者の職業については職業名が不詳の場合「知レス」と記載することを求めている。

個人の中には多岐にわたる業種を生業とする者がおり、その生産物や取り扱う品物等にも種々想定される。このような事情を想定して「人別調人心得」には「農作」、「漁業」、「工業」、「礦業」、「商業」、「その他」の産業別に従事者の職業把握についての留意点が詳細に規定されている。

①農作人

- ・農産物の生産に従事する者は専業であるか否かを問わず「農作」と記載する。ただし養蚕、牧畜、杣職等といった耕作以外の業を専業として従事する者の場合には「養蠶」、「牧畜」等と記載する。
- ・農作と漁業、狩猟、牧畜等とを兼業している者については、本業に加え兼業もまた併記する。
- ・「人別調人心得」は特に農作従事者については農地の所有形態による区別も求めており、それぞれ「直農作」、「下農作」、「直下農作」の各カテゴリーに区別するものとしている。

②漁業人

- ・漁業従事者は水面の種類により「海漁」と「川漁」とに区別される。ただし、湖沼漁業従事者は「川漁」に含まれる。

③工業人

- ・「人別調人心得」は工業従事者の職業区分を生産物の種類によって類別している。
- ・「人別調人心得」は有業者のうち副業を持つ者については職業記載欄に主業と共に副業の併記を求めている。ただし副業が「取るに足りないもの」の場合には職業欄には主業のみを記載するものとする。

④礦業人

- ・「人別調人心得」は礦業従事者については、鉱山の所有並びに遂行する業務の種類によって

職業名を区別するとともに、採鉱する鉱物の種類についても職業名の肩に「^金礦主」、「^金礦夫」などと併記としている。

⑤商業人

- ・商業従事者については家主だけがその業名を記載することとし、他の者は「何商手伝」と記載する。ただし家族員が家主とは別の商いに従事している場合には職業欄にその者が遂行している業名を記載する。
- ・商業従事者は商う主要商品の名称をもって職業名とし、同時に行っている他業種と主副がつけ難い場合にはそれらを職業欄に併記する。
- ・商業従事者の中で同時に農作、工業品の生産、販売等に従事している者については、双方の業種名を併記する。

⑥その他の職業従事者

- ・学者、芸術家等技芸に対する報酬をもって業とする者はその名称を職業名とし、またこれらの業に副業として従事する者はその名称を本業名に併記する。
- ・医師は漢洋別にそれぞれ診療科名をもって職業名とするが、複数の科を兼務している場合にはその名称も併記する。
- ・官員・雇用掛については職名とともに等級を記載する。
- ・神官、僧、尼の弟子は「^僧弟子」、「^尼弟子」等とし、神官、僧、尼以外の「教導職」従事者については「^何教導職」と記載する。
- ・神官、僧、尼以外で寺社において生計を立てる者の職業名は「社何雇」、「寺何雇」とする。
- ・日雇収入によって生計を立てている者は、その主たる収入をもたらす仕事の名称を付して、「^{荷持}日傭」、「^使日傭」等と記載する。
- ・軍人については階位を以て職業名とし、それに「陸兵」と「海兵」と肩書することで陸軍兵と海軍兵とを区別する。なお、補充兵と後備軍に関しては肩書の記載は不要であるとしている。

(ix) 哑聾盲欄

身体的不具は戸口調査では「廢疾」として該当者数が書上げ事項とされている。「人別調人心得」は身体的不具については、哑聾盲のうち盲人の場合にだけその疾病原因に従って「^{生來}盲」、「^病盲」、「^{怪我}盲」と区別した記載を求めている。

『総理府統計局八十年史稿』は甲斐国調査の調査事項について、「住家・姓名・族籍・家主および家族(いわゆる世帯に於ける地位)・性別・身分の有様(いわゆる配偶関係)・年齢・生国・宗旨・職業・哑聾盲の各項目」[総理府統計局 1951 54 頁]としている。ただし、すでに本節(iii)でも見たように、このうち姓名と族籍は調査における個体把握の正確性を期すことを目的に記載が求められたものである。従ってこれらについては集計により結果表を得るための統計原情報の収集を目的として設置された他の統計項目とはその性格上区別して扱うべきものである。

2. 明治 12 年以前の戸籍の整備状況

幕藩期の人別改においては武家・公家が対象外とされていただけでなく帳外者も多数存在して

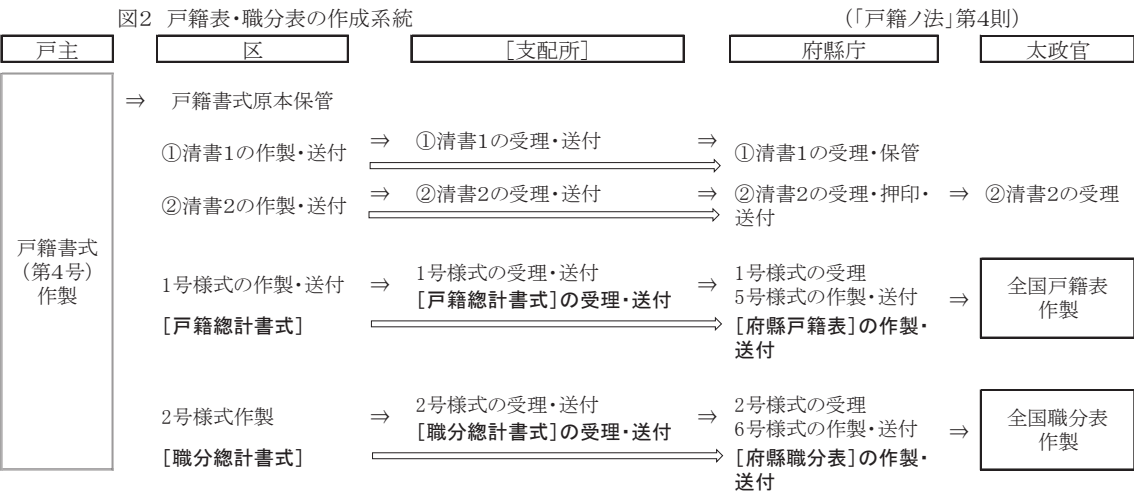
いた。このような「族屬ヲ分ツテ之ヲ編製」してきた「戸籍舊習」にその「錯雑」をまた「地ニ就テ之ヲ収メサル」ことにも人口把握面での「遺漏」の一因があったとして、明治4年4月4日に「臣民一般（華族士族卒祠官僧侶平民）」を「其住居モ地ニ就テ」「人民戸籍」として「之ヲ収」める「全國總體」を対象とした「一般戸籍の法」が太政官第170号として布告（明治5年2月1日施行）された。なお、同法の施行に伴い「戸籍検査編制」が開始されるが、政府はそれに先立って本施行のための準備措置に着手した〔法令全書 114頁〕。

「一般戸籍ノ法」は、二つの前文と33の条文（第1～33則）それに七つの報告様式（第1号区内戸籍表式、第2号区内職分表式、第3号寄留人届書式、第4号戸籍書式、第5号府藩縣戸籍表、第6号府藩縣職分表、第7号府藩縣寄留表）からなる。なお、同法に基づく「戸籍検査編制」の本格的な開始に先立ち5年1月13日付の太政官布告によって報告様式の一部に改正が加えられ、旧第1号区内戸籍表式は府縣戸籍總計書式、旧第2号区内職分表式は府縣職分總計書式、旧第3号寄留人届書式は府縣寄留總計書式、旧第5号府藩縣戸籍表と旧第6号府藩縣職分表それに旧第7号府藩縣寄留表はそれぞれ府縣戸籍表、職分表、出（入）寄留表へとそれぞれ改められた。新旧の書式にはいくつかの差異が認められるが、ここでは甲斐国調査の調査過程に係する限りで戸籍統計としての全国戸籍表、職分表、寄留表の編成過程並びに戸籍書式の記載項目を見ておく。

(1) 戸籍表・職分表と入・出寄留表の編成過程

(i) 戸籍表・職分表の編成過程

図2は、「戸籍ノ法」第4則の規定に従い、戸籍書式の作成並びにその取り扱い、さらには戸籍書式の記載項目に基づいて全国戸籍表と全国職分表が編製されるまでの過程を示したものである。なお、図註にも記したように、1、2、5、6號の各様式と「全国戸籍表」、「全国職分表」については明治5年の太政官布告第4号によってその形式が一部修正された。



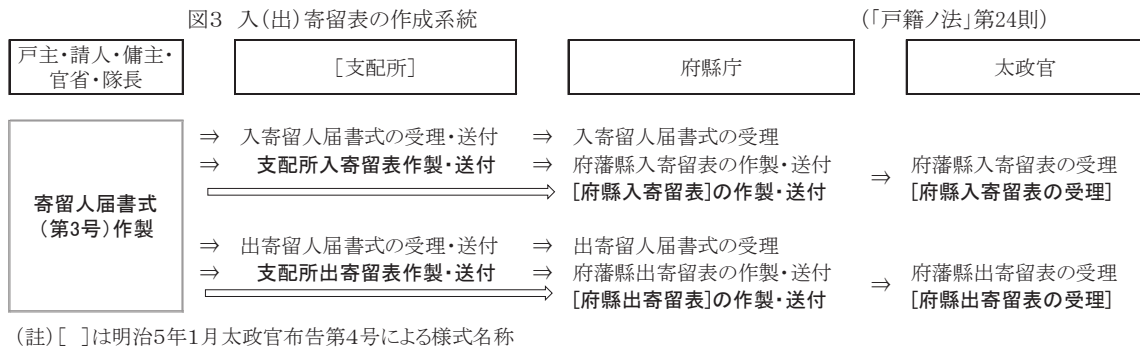
(註) []は明治5年1月太政官布告第4号による様式名称

ここで戸籍表と職分表の作成過程を行政内での様式の流れに即して見てみよう。戸主が作成した第4号戸籍書式については「戸籍ノ法」第3則によって「四五丁(町)モシクハ七八村ヲ組合」せ

て作成された区を単位として処理されていることがわかる。すなわち、区庁は届け出られた第 4 号戸籍書式から清書を 2 通作成し、それらは支配所を経由してあるいは直接府縣庁へと送付される。なお、その際に届出原本は区庁で保管され、また区庁から直接(あるいは支配所経由で)府縣庁に送付された清書 2 通のうち 1 通は府縣庁で保管される。

(ii) 寄留表の作成過程

図3は「戸籍ノ法」第 24 則の規定に従って入寄留・出寄留に係る届出書式の作成並びにその後の行政機関での処理過程を図式化したものである。



寄留については、各府県への入寄留人と当該府県からの出寄留人に関する情報が、第 3 号様式によって戸主、請人、傭人、官省、軍隊の隊長等から直接あるいは支配所を経由して府縣庁に提出される。府縣庁ではそれらを府藩縣入寄留表、府藩縣出寄留表として取りまとめた後太政官戸籍局へと提出する。なお、その際に第 3 号様式は府藩縣庁において保管される。

(2) 戸籍書式と寄留人届書式の記載項目

(i) 戸籍書式の記載項目

「戸籍ノ法」に基づいて実施された「戸籍検査編制」においては、戸内の総人員は戸主に書き出させる〔二宮 147 頁〕こととし、第 4 号戸籍書式には本籍、氏名、年齢、婚姻、離姻、縁組、職業、印鑑、宗旨、犯罪等 を美濃紙に記し提出させた(『身延町誌』)。

(ii) 寄留人届書式の記載項目

「戸籍ノ法」の第 3 号寄留人届書式雛形によれば、書式の記載内容は寄留人に係る届者によって異なっている。すなわち戸主・請人・傭人が作成する届書の場合には寄留開始年月、寄留理由、氏名、住所、職業が、また官省が作成する寄留届書では寄留開始年月、寄留理由、氏名が、さらに軍隊隊長による寄留届書では寄留開始年月、兵士、従者、役夫等別の氏名をそれぞれ列記するようになっている。

3. 甲斐国調査の調査過程

「山梨縣現在人別調緒言」(以下「緒言」)によれば、甲斐国調査は明治 12 年 12 月 31 日午後

12 時を調査時点として「翌 13 年 2 月 1 日ヲ以テ期ト」して計画されたものであった。以下に見るようにその調査過程は、すでに当時諸外国で実施されていた人口センサスやその後わが国でも開始されることになる国勢調査の調査過程とはかなり異なる。

甲斐国調査の実施方法について「緒言」には、「先ツ家別表 11 萬枚ヲ製シテ郡町村役所ニ交付シ其調フベキ箇條中職業及ビ年齢等ノ如ク事極メテ煩ハシウシテ精密ヲ要スルモノハ期ニ先チテ豫メ之ヲ表中ニ記入シ後チ變動アレバ之ヲ加除スル」〔統計院 2 頁〕と記されている。当初予定されていた調査日程は以下のようなものであった。すなわち、調査は「13 年の 1 月初旬より戸籍に依りて知るべきものを記入せしめ 2 月 1 日まで 30 日間に下調完結」〔高橋 1911 38 頁〕させるということで県側との交渉が成立していた。すなわち 2 月 1 日までの期限内に戸籍簿等からの記入並びに実査(下調)を完了させるというのが当初の計画であったのである。

甲斐国調査がこのような調査方法で行われたことについて松田泰二郎は、「この調査は戸籍簿により家を単位として調査したもので、調査方法が近世式センサスの方法と趣きを異にしている・・・」〔松田 145 頁〕とし、また高橋二郎も甲斐国調査の人口が戸籍局の人口調のような本籍人口でも常住人口でも、また現在人口でもなく「常住的家族人口とも云うべきもの」であるとし、そのようになった理由を「本籍及寄留の戸籍帳を基礎としたるものなれば、亦止むを得ざることなりし」〔高橋 1911 37-38 頁〕としている。

しかし、調査は必ずしも当初予定されていた通りの日程に従って実施されたわけではなかった。上述したような当初の調査日程にもかかわらずその年に実施された徴兵令改正に伴う業務に天皇の山梨巡行という予定外の行事が重なった結果、「郡吏事務鞅掌ナルヲ以テ期ノ如クナルヲ得ス 8 月下旬ニ至リ縣令始メテ其成ヲ報ズ」〔統計院 3 頁〕る始末となった。県側から「下調」終了の連絡を受けたのは 8 月になってからのことであった。

連絡を受けて太政官会計部統計課^⑥では杉権大書記官並びに 7 名の課員^⑦を現地に派遣し、9 月 12 日から 25 日間にわたり県内の各郡役所等で審査(「検閲」)業務に当たった。「検閲」業務を終えて一行が帰郷したのは 10 月中旬のことであった。一方県側ではその後最終的な照合、取りまとめ作業を行い、調査資料が統計課へと届き始めたのは 13 年 11 月であった〔岡松 1909d 405 頁〕。

このように、甲斐国調査の調査過程は基本的に次のような四つの行程で実施された。

- ①戸籍簿・寄留簿から家別表への事前転記
- ②各住戸での家別表に基づく実査(取調人による下調)
- ③記入済家別表の審査(「検閲」)
- ④県による調査資料の最終取りまとめ

(1) 戸籍簿・寄留簿から家別表への事前記入

「緒言」によれば、各住戸での記入(実査)に先立ち郡町村役場において戸籍簿・寄留簿から家

^⑥ 明治 13 年 3 月 3 日達第 17 號による太政官官制變更に伴う調査局廃止を受けて調査局政表掛から会計部統計課へと変更された。

^⑦ 山梨県へは杉の他、世良太一(一等屬)、鈴木敬治、宇川盛三郎、呉文聰、寺田勇吉、小川為次郎(七等屬)、岡松徑(八等屬)の 7 名の課員が派遣された。

別表への事前記入を行うとされている。この点については、次のような記録が残されている。すなわち、下調の終了報告を受けて山梨県に赴いた杉を始めとする一行は、各郡役所等において審査（「検閲」）作業にあたるに際して各郡の主任書記に対して

一 此の人別政表の調は各役場にある戸籍帳に依て家別表へ記入したるか又は諸の記入事項を實地毎家に就て調べたるか又は戸籍で分からない分のみ毎家に就き調べたるか

一 毎家に就て調査したのであらば如何様の人を使用し及幾何の手當等を給與したるか
の二点を質問している。

これに対する各郡役所側の回答は、次のようなものであった。すなわち、北都留郡を除く 8 郡ではいずれも「豫め戸籍に照らして氏名年齢族籍住家の事實を家別表に記入し此の事項の不分明なる廉と身上の有様及職業事項とを實地家に就て調べ」たのに対して、北都留郡だけは「先づ以て實地各家に就き總體の箇條を記入し後之を戸籍に對照」する方法で行われた〔岡松 1909d 404 頁〕。

このように北都留郡と他の各郡とで戸籍簿・寄留簿から家別表への書き出しと現地調査（実査）の順序にこそ違いはあるものの、甲斐国調査での家別表への記載は書き出しと現地調査という二段階によって行われた。

(2) 人別調人

甲斐国調査で実査業務に従事した人別調人の数について岡松は、明治 42 年 10 月 2 日に行った講演で郡書記からの回答として「各郡とも 1 村に 1 人乃至 3 人」〔岡松 1909d 404 頁〕であったと述べている。他方で翌 11 月 6 日の講演では、調査経費との関連で同じく検閲巡回中の各郡書記からの情報を基に、「検閲巡回中各郡書記の語する處に依ると本調査に於ける家別表記入の為 1 町村に付 3 人乃至 5 人の調者を要したり」〔岡松 1910d 218 頁〕とこれとは異なった数字も掲げている。甲斐国調査の際に各郡で動員された人別調人の規模についての県側の記録が残されていないため断定的なことは言えないものの、各町村あたり 3 人前後が実査業務に従事したのではないかとと思われる。

それでは甲斐国調査ではどのような者が人別調人として実査業務に従事したのであろうか。これについては岡松が、「元副戸長を勤めた者或は村内の事に慣れた者」〔岡松 1909d 404 頁〕が任命されたとしている。

(3) 実査

(i) 実査に要した日数

岡松は実査に係る作業量に関して、「縣廳勸業主任岡部屬（忠恕）が勸業巡回を兼て側ら北都留郡の人別調を検し又同氏も親しく試みたが 1 日に 30 軒より上は調べる事が出来ないといふことでありました」との逸話を紹介している〔岡松 1909d 405 頁〕。甲斐国調査が把握した住居数は寺住居等を除き 78,515 であることから、この作業量を基に単純計算すれば、延べ約 2600 人の調人が必要ことになる。当時の甲斐国における町村数が 320（36 町、284 村）であったことから 1 町村当たり 3 人が実査に従事したとすれば、各町村では実査業務は完了までに 2.7 日を要したことになる。

(ii) 戸籍簿外人口の把握

実査は戸籍簿や寄留簿に記載された者だけでなくそれらが把握していない住人に対しても実施された。「入峽記」によれば、18日午前中に北巨摩郡分の検閲作業が完了したことから午後から翌日にかけて杉は随員筆頭の世良太一を伴って一行とは別行動をとり「臺ヶ原(現 北杜市白州町)より甲信境實檢」に出向いている〔鈴木 1918b 446 頁〕。ここでの「實檢」は家別表の記載内容の点検を行う机上での検閲作業とは違いそもそも戸籍簿で把握漏れとなっている人口⁽⁸⁾についての実査の実施状況の確認を目的としていたものと思われる。

(iii) 「人別調人心得」と実査

第1節(3)ですでに詳述したように「人別調人心得」には「職業欄」を中心に家別表の各記載欄の記入に際しての様々な留意事項が記されている。その中には、調査結果報告書である『甲斐國現在人別調』に所収されている結果表の表章にも用いられている情報も含まれている。その点では人別調人が実査の現場で本人ないしは家族員等からの聞き取りに基づき「人別調人心得」の指示に従って正確にその情報を家別表に記載しない限り郡役所等での戸籍簿等からの転記からでは捉えきれないものも含まれている。

「人別調人心得」に記された家別表への記載に際しての留意事項に基づいて適切な実査業務が遂行できるためには、この点について現地での調査の指揮にあたる郡書記等と人別調人との間で事前に調査説明会を開催するなどして十分な情報の共有を図っておく必要がある。

しかしながら、「人別調人心得」あるいは家別表へに記載例としての「雛形」が郡役所において戸籍簿等からの書き出しを担当した郡書記だけでなく各町村で実査業務に従事する人別調人に配布されたかどうか、また人別調人向けの調査説明会等が開催されたかどうかについての記録は残されていない。

(4) 家別表の事後点検(「検閲」)

9月10日夕刻に甲府八日町旅亭奥村正國方に投宿した杉ら検閲団の一行は、翌11日午前中県庁に藤村県令を表敬訪問し薄井書記官から「本調査結果の概要」や「實地調査の難易等」〔岡松 1909c 370 頁〕に関する報告を受けている。当日午後、一行は旧場内に設けられた県の勸業試験場を案内された〔鈴木 1918b 444-445 頁〕。そのため、彼らが実際に記入済みの家別表の記載内容の検閲作業に取り掛かったのは12日であった。

(i) 点検の実施

検閲団の行動については鈴木敬治の「入峽記」〔鈴木 1918a 1918b〕に比較的詳細に記述されている。また一向による検閲作業の実施状況についても、〔鈴木 1918b〕や岡松徑〔岡松 1909c, 1909d〕からその概要を把握することができる。ただ、執筆者である鈴木が急逝したことから彼が『統計学雑誌』に連載中であった「入峽記」が未完となり、これからは一行による24日以降の検閲の実施状況を知ることができない。

⁽⁸⁾ 甲斐国調査における実査業務に関連して杉は後年、東京日日新聞の記者の取材記事「我が國勢調査の實驗及懷舊談」の中で、「當時は戸籍頗る不完全」であったとして「深山に出稼ぎする者の如きは一切不問に附せられたるものゝごとくなれば一々之を知る由もなく」として駒ヶ岳山中の木具師や北都留郡猿橋北方の山中の集落等における人口の把握事例を紹介している〔杉 186・187 頁〕。

下記の日程一覧は、〔鈴木 1918b〕によって一行の24日までの検閲作業の実施状況を整理したものである。

9月12日	15:30 甲府を出発 西八代郡市川大門村渡邊信方投宿
13日	8:00 西八代郡役所において検閲作業開始 18:00 帰宿
14日	8:00 西八代郡役所において検閲作業開始 20:00 西八代郡内 35 カ村分の検閲作業終了
15日	当初南巨摩郡での検閲作業を予定。岩間属より南巨摩郡における検査手続き未了との報告を受け、急遽の点検作業地を北巨摩郡に変更 13:00 北巨摩郡葦崎町蛭子屋治左衛門方投宿
16日	8:00 北巨摩郡役所において検閲作業開始 17:00 帰宿
17日	8:00 北巨摩郡役所において検閲作業開始 17:40 帰宿
18日	8:00 北巨摩郡役所において検閲作業開始 12:00 北巨摩郡内 44 カ村分の検閲作業終了 中巨摩郡龍王村丹澤八郎右衛門方投宿
19日	中巨摩郡書記の提案で投宿先を丹澤以正方へ変更 10:00 中巨摩郡役所狭隘により投宿地で検閲作業開始 17:00 当日の検閲作業了
20日	8:00 丹澤以正方において検閲作業開始 17:00 当日の検閲作業了
21日	8:00 丹澤以正方において検閲作業開始 17:30 中巨摩郡内 52 カ村分の検閲作業終了
22日	14:00 南巨摩郡鰯澤町中込太郎左衛門方投宿
23日	秋季皇霊祭(秋分の日)のため検閲作業を中止し身延山参拝

ところで、「入峽記」に記されている検閲日程と岡松の回顧談〔岡松 1909c,1909d〕のそれとの間には次のようないくつかの違いがみられる。

まず、12日の一行の行動について岡松は、「検閲は其の日午後より郡役所に出頭し杉先生を始め一同家別表を抜き検閲を為し」〔岡松 1909c 371 頁〕たと初日から検閲作業を行ったように指摘している。これに対して鈴木の方は、検閲作業のために西八代郡に向けて甲府を出立したのが午後 3 時半であったとし、また当郡での検閲に要した時間について岡松が「西八代郡の検閲は二日半を以て終わつた」〔岡松 1909c 371 頁〕としているのに対し鈴木の「入峽記」では 2 日となっている。仮に「入峽記」が言うように甲府を出立したのが午後 3 時半であったとすれば、現地までの移動時間さらには投宿手続に要する時間等を考慮すれば、検閲地である西八代郡役所において到着後直ちに具体的な作業に取り掛かったとする岡松が述べているような行動は一行にとって時間的

にも無理があるように見受けられる。なお、「入峽記」によれば一行は通例午前 8 時から午後 5 時までを検閲作業時間に宛てているが、14 日については、その後の作業日程も考慮してか西八代郡での作業を同日中に終えるために特に午後 8 時まで検閲業務にあたっている。

岡松は西八代郡の次の巡回先を中巨摩郡としている。これに対して「入峽記」の方では次の作業地が北巨摩郡となっている。岡松は西八代郡から次の検閲作業地である中巨摩郡に 14 日に移動し、中巨摩郡役所が手狭であったために検閲作業は同郡龍王村の丹澤以正方で行ない終了までに 3 日を要したとしている〔岡松 1909c 371 頁〕。これに対して「入峽記」の方では、当初杉らは西八代郡での検閲作業を終了した後南巨摩郡に巡回し作業に当たるのを予定していたところ一行に同行していた岩間審是⁹⁾から「該郡は未だ検閲の手續整頓せざるを以て北巨摩郡へ巡回ありたし」との助言を受け 15 日午前 8 時に西八代郡を出立して北巨摩郡へと向かい、午後 1 時に葦崎驛蛭子屋治左衛門方に投宿したと記されている〔鈴木 1918b 445 頁〕。

14 日の西八代郡役所での検閲作業の終了時刻が午後 8 時であったとすれば、当時の交通事情を考えればそれから当日中に中巨摩郡龍王村まで移動したとする岡松の主張にはかなり無理があり、鈴木が言うように翌日を移動日に充てることにして南巨摩郡を巡回先としていたのを岩間属からの助言を受けて北巨摩郡に変更し 15 日午前中を移動時間に充て一行は葦崎町へと移動したとみるのが自然なように思われる。

一行が実施した中巨摩郡以降の検閲作業について岡松は、北巨摩郡⇒南巨摩郡⇒東八代郡⇒西山梨郡⇒東山梨郡⇒南都留郡⇒北都留郡と巡回し作業に当たったとしている〔岡松 1909d 401 頁〕。これに対して鈴木は巨摩郡域での検閲作業について、岩間属からの助言を受け先に北巨摩郡を済ませるように変更したと具体的に記述している。この点を考慮すれば、南巨摩郡までの検閲作業は西八代郡⇒北巨摩郡⇒中巨摩郡⇒南巨摩郡の順序で行われたとみるのが適当かと思われる。

「入峽記」の連載が打ち切りとなった関係で、南巨摩郡以降一行がどのように検閲作業にあたったかについては、岡松の回想録など断片的な記録がわずかに残されているだけである。ただ、山梨県における各郡の地理的立地状況を考慮すれば、岡松も指摘しているように、一行は東八代郡⇒西山梨郡⇒東山梨郡⇒南都留郡⇒北都留郡という順序で検閲作業を行ったものと思われる。

各郡での巡回検閲を行うに際して一行は、北巨摩郡では葦崎町の蛭子屋治左衛門方、中巨摩郡では龍王村の丹澤八郎右衛門方と丹澤以正方、また、東山梨郡では養蚕兼業農家といった地域の豪農や事業者の住居に投宿している〔岡松 1909d 402,403 頁〕。その他、甲府に隣接した西山梨郡での検閲作業には一行が山梨出張中に拠点宿としていた甲府町の旅亭奥村正國方から通勤し、他の各郡では各郡内の旅宿に投宿しながら郡役所での検閲作業にあたった。なお、検閲期間中に一行は、「巡回路」の関係で東八代郡英村(岡松は東山梨郡英村と誤記)にある岩間属の本宅にも一泊している〔岡松 1909d 402 頁〕。

検閲作業に要した実日数について「緒言」は 25 日¹⁰⁾〔統計院 3 頁〕としている。「入峽記」によ

⁹⁾ 当時縣七等属の戸籍主任であり後年は東八代郡長に任命されている。

¹⁰⁾ 「属官七名ト山梨縣ニ赴キ各郡ヲ巡廻シテ家別表ヲ點檢シ疑ハシキモノハ一人毎ニ取調掛ニ質問シ凡ソ二十六日ニシテ畢ル」〔統計院 3 頁〕

れば西八代、北巨摩、中巨摩 3 郡の検閲に約 8 日を要していることから、南巨摩郡以降の 6 郡での検閲作業には延べ 17 日を要したことになる。鈴木も岡松も検閲作業の終了日には言及していない。東八代郡、東・西山梨郡、さらに南・北都留郡はそれぞれ立地的には近接しているとはいえ、検閲地への移動時間等も考慮すれば、一行が実際の作業を終了したのは翌 10 月中旬であったものと思われる。

ところで岡松は甲斐国調査の回顧談の中で、「此の巡回中、検閲に於て彼我的問答を始其の他要綱は出張日記があつて世良君が之を擔任されたやうに覺へます…其の世良君の擔任された日記は之を閲覧したなら本調査の検閲や實見等の事柄を完全に知ることが出来やうと思ひます若し今日其れ等の書類が保存してあれば私の片談零説も一笑の價もあらふかと思ひますので此の事は便宜高橋君或は其の他の内閣統計局の御方に窺ふ積りであります」〔岡松 1909d 403 頁〕と述べている。しかし、残念ながら日々の検閲作業の詳細を記述したと思われるこの世良の手になる日誌の存在は確認できていない。

(ii) 検閲作業

明治 13 年の 9 月中旬から約 1 か月かけて行われた家別表の検閲作業について、山梨県側で対応責任者としてその任にあつたのは岩間屬であつた。彼は検閲期間中一行に随従し各郡の郡書記とともに作業を支援するとともに検閲作業終了後の寄留人の把握をめぐる県側での取りまとめの指揮にあつた。

各郡役所等で一行が行つた検閲作業の内容は「家別表を抜き検閲を為し不審の廉は郡書記の主任者或は岩間屬とに質問して餘白に其の説明を摘記」というもので、作成されたすべての家別表に検閲者が「檢了の…認印を捺」という方法で行われた〔岡松 1909c 371 頁〕。なお、記載内容について「即答即解の出来ざる廉は一々其の下に疑箋を附し書記及岩間屬へ東京へ材料送達するまでに訂正するか或は餘白へ記註すること」にして各郡での検閲作業は進められた〔岡松 1909c 371 頁〕。

検閲作業には杉自身も加わり、終了するまでに延べ 26 日を要したとされている。岡松は一行 8 名による 1 日の一人当り検閲件数を平均 1986 人としている〔岡松 1909d 404 頁〕。ただし記載内容についての質問事項によっては、各郡の主任書記や岩間屬とのやり取りや家別表の余白への書き込みに 20 分くらいを要するケースもあつた〔岡松 1909d 404 頁〕。そのため作業は通例午前 8 時に開始され午後 5 時まで続いた。その間昼食に 30 分程度を充てただけで、まさに「餘談を為す者はない有様」であつたと岡松は述懐している〔岡松 1909d 404 頁〕。

家別表への記載内容に関する質問には「熟齡以上の男女にて未婚者たる者或は熟齡の男にして職業のなきものは誤記にてはなきや」といったようなものも含まれ、そこからは「調査科目になき精神的及身體的不具者」に関する情報が得られた〔岡松 1909d 404 頁〕。また、家別表において寄留人とされている者について検閲作業では、「各郡相互寄留人の調査に於て本籍ある方では之を出先に於て構へ居る者と見て除去し出先の方では世帯を構へざるが故に本籍の方で調べたる者と見て除去し又之と反對の過誤があつたので各郡相互の寄留人の家別表は今一應調査のことを要したるので岩間屬は此の検閲済次第各郡の主任書記を甲府に召集して十分に突合を為したる上で東京へ回送すべし…」として処理された〔岡松 1909d 404－405 頁〕。こういった検閲作業終了後になお県側で処置すべき事項もあり、「甲斐國各郡から少許づゝ人別材料が會計部統計課へ

到着」したのは 11 月になってからのことであった〔岡松 1909d 405 頁〕。

むすび

政府統計で初めて家別表という個票を用いて実施された調査としての甲斐国調査のわが国統計調査史上の位置づけはすでに確定している。その一方で、家別表によって統計作成に必要な統計原情報の獲得が具体的にどのような方法で行われたかというその調査過程については、必ずしも明らかにされているわけではない。

杉の『自叙傳』や岡松、高橋、鈴木等によって残されている回顧録によれば、山梨県が太政官調査局統計掛からの指示を受けて実施した甲斐国調査の「下調」について、郡役所での戸籍関係の行政記録（戸籍簿、寄留簿）から家別表への書き出しと「實見」と呼ばれる現地調査（実査）の二段階で実施され、さらに、記入済みの家別表に対して調査実施機関である統計課は検閲という記入内容の審査・点検作業を行っている。

家別表への情報への記載方法については調査実施者である太政官会計部統計課が「人別調人心得」という記入マニュアルを作成し、山梨県庁に郡長、郡書記を集めて開いた説明会で逐条説明を行っている。さらにその後一部の郡書記から寄せられた質問についても丁寧な回答⁽¹¹⁾を行っている。このことから「人別調人心得」に記された家別表への記載に際しての留意事項については、調査実施機関と各郡役所で調査担当者となった郡書記等との間ではある程度情報の共有が図られていたと推察される。

本文の第 1 節(3)にもすでに述べたように、「人別調人心得」と「山梨県現在人別調疑解」の中には、家別表に明示された調査項目についての具体的な記載方法だけでなく、例えば「職業」欄に適宜記載が求められている就業形態としての「一人前ニタラス」か否かさらには副業等のように、その記載については戸籍簿や寄留簿からは得られない情報についてもその収集並びに記載を求めており、そのようにして獲得された情報の中には調査結果の表章に反映されているものも含まれている。その意味では、これらの事項についての記載の正確さを期するためには、「人別調人心得」さらには後に「山梨県現在人別調疑解」として公開される内容については、郡役所で書き出し業務に従事する郡書記だけでなく現地で実査業務に従事する人別調人とも事前に十分に情報の共有を図っておく必要がある。

ただ、甲斐国調査の実施に先立ち県庁に参集した郡書記等に対して「人別調人心得」の内容説明だけでなく各自に配布されたかどうかについての記録は残されていない。さらに、「人別調人心得」記載内容並びに家別表の作成例示としての「雛形」は、調査実施者である会計部統計課による調査の趣旨に従った適正な家別表の作成、さらには戸籍簿等からの書き出しにより作成された家別表に該当しない住人に対する調査実施など人口の把握制度に直結するものである。これらの点に関して各郡で実査業務にあたる人別調人を対象とした調査説明会のようなものが開催されたかどうかについても、残念ながらそれらを知りうる記録は残されていない。

⁽¹¹⁾ 郡役所から寄せられた家別表への記載方法に関する質問及び調査実施者側からのそれに対する回答については後に「山梨県現在人別調疑解」〔鈴木 1919〕として公刊されている。

本文でも紹介したが、後年、杉は「國勢調査の経験－我が國勢調査の実験及懷舊談」の中で戸籍簿や寄留簿で把握漏れとなっていた人口が甲斐国調査によって捉えられたいくつかの事例を挙げている。しかし、このような戸籍制度によって捉えきれない人口の把握について、甲斐国調査の際に各郡でどのような組織的対応がなされたかを確認できる資料は調査実施者側にも県側にも残されていない。また、下調べ終了後に杉等が実施した検閲についても、その作業に立ち会ったのは各郡の郡書記と岩間属だけであり、実査に従事した人別調人は同席していない。このことから検閲作業はあくまでも記載内容の整合性についての机上での確認を中心としたものであり、実査での人別調人による記載が「人別調人心得」の指示に従って適切に行われたかどうかの検討にまで及ぶものではなかったように思われる。

甲斐国調査は「わが国々勢調査の先駆」〔総理府 1951 40 頁〕、「實に我國に於ける最初の近代的國勢調査であつて、大正九年に於ける第一回國勢調査の淵源をなすもの」〔岡崎 1935 36-37 頁〕と今日評されている。しかし、その調査過程はその後開始されることになる国勢調査とは大きく異なるものであった。ただ、近年国勢調査の調査回答率が著しく低下する中で行政が保有する登録情報（住民基本台帳）が静態人口の把握制度の担保という点で再評価されつつある。その一方で登録簿方式による静態人口把握への全面的移行までにはなお多くの懸案事項が残されている。

そのような中、行政が保有する登録情報と実査とのハイブリッド型での人口把握を構想する上で、時代も状況も異なるとはいえ、甲斐国調査における調査過程にはいくつかの示唆的内容が含まれているように思われる。

〔文献〕

相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

岡崎文規(1934)『人口統計に於ける諸問題』立命館出版部

岡崎文規(1935)『國勢調査論』東洋出版社

岡松徑(1909a)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 279 号 7 月

岡松徑(1909b)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 282 号 10 月

岡松徑(1909c)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 283 号 11 月

岡松徑(1909d)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 284 号 12 月

岡松徑(1910a)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 285 号 1 月

岡松徑(1910b)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 286 号 2 月

岡松徑(1910c)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 287 号 3 月

岡松徑(1910d)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 290 号 6 月

岡松徑(1910e)「甲斐國現在人別調記憶談」『統計学雑誌』第 293 号 9 月

杉亨二(1910)「國勢調査の経験－我が國勢調査の実験及懷舊談」『統計学雑誌』第 290 号

鈴木敬治(1918a)「入峽記」『統計学雑誌』第 386 号

鈴木敬治(1918b)「入峽記」『統計学雑誌』第 392 号

鈴木敬治(1919)「山梨県現在人別調疑解」『統計学雑誌』第 393 号

世良太一聴録(2005)『杉先生自叙傳(完全復刻盤)』日本統計協会
 総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』
 総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第二巻人口(上)
 高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐国現在人別調顛末」『統計集誌』第 288 号
 高橋二郎(1911)「明治 12 年 12 月 31 日甲斐国現在人別調の概況」『統計集誌』第 359 号
 統計院編纂(1882)『甲斐國現在人別調』
 新見吉治(1959)『壬申戸籍成立に関する研究』日本学術振興会
 二宮周平(1996)「近代戸籍制度の確立と家族の統制」利谷信義・鎌田浩・平松紘編『戸籍と身分登録』
 早稲田大学出版部
 花房直三郎(1907)「明治 12 年末の甲斐國」『統計学雑誌』第 253 号
 松田泰二郎(1948)「國勢調査發達史」『インフレーション・統計發達史』(高野岩三郎先生壽寿記念論
 文集)第一出版
 身延町誌編集委員会(1970)『身延町誌』
 <https://www.town.minobu.lg.jp/chosei/choushi/top.htm>
 森博美(2020)「甲斐国現在人別調における人口概念」法政大学日本統計研究所『オケージョナル
 ペーパー』 No.112
 藪内武司(1977)「国勢調査前史(一)明治人口統計史の一齣」『岐阜経済大学論集』第 11 巻第 1・2
 号

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タ イ ト ル	刊行年月
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定:東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06
110	明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握	2020.06
111	明治前期の戸籍法制と社会移動の統計的把握 —明治4年「戸籍の法」による社会移動把握の制度改定を中心に—	2020.07
112	甲斐国現在人別調における人口概念	2020.07
113	明治初期における物産調査の展開 —明治16年農商務通信規則成立前史—	2020.09
114	明治16年農商務通信規則について	2020.09
115	明治16年農商務通信規則による工業通信事項と附録様式	2020.09
116	東京湾岸地域の人口増加と郵便局の考察	2021.01
117	明治16年農商務通信規則の史的系譜 —農事通信三規則との比較を中心に—	2021.02
118	高齢化状況による介護保険サービスの利用料量の地域差	2021.07
119	自動車保有台数からみるSS過疎地に関する考察	2021.08
120	高齢化率と経年変化からみる事業所数モデルの考察	2021.09

オケージョナル・ペーパー No.121

2021年10月5日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄

